

外出等の自粛要請

- **20時以降の不要不急の外出は控え、「ステイホーム」で、お家にいてください。**
- **3密は絶対に避け、必要な外出も短時間で。**
- **不要不急の都県境をまたぐ移動は自粛して。**

営業時間の短縮要請

令和3年1月8日（金）から1月11日（月・祝）まで

- 対 象 酒類を提供する飲食店等
- 営業時間 午前5時から午後8時まで

令和3年1月12日（火）から1月31日（日）まで

- 対 象 飲食店全般（酒類の提供の有無に関わらない）
- 営業時間 午前5時から午後8時まで

※緊急事態宣言が発出された場合には、基本的対処方針に基づいて、制度を確定する。

イベントの開催制限

- イベントの開催に際しては、**延期やオンライン開催、規模の縮小、無観客での開催**などの検討を。
- 開催する場合は、**感染防止対策の徹底**を。
- **成人式やスポーツなどのイベント後の会食は禁止**
- イベント**開催の制限**は、国の取扱いに準じて**継続**

「テレワーク緊急強化月間」の設定等

「週3日・社員の6割以上」のテレワーク実施を要請

- ・ 経営者団体・業界団体等に要請

「東京ルール宣言企業」への制度融資の優遇措置(年度内)

- ・ 制度融資の信用保証料補助を全額補助

宿泊施設を活用したテレワーク支援事業の拡充等(年度内)

- ・ ホテル等をテレワークオフィスとして活用する企業等に支援
- ・ 宿泊施設のテレワーク環境整備への支援を拡充
- ・ 多摩地域の宿泊施設をサテライトオフィスとして都が提供

学校での対応

- 都立学校は、**感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続**
⇒**感染状況に応じて、対面での指導と家庭でのオンライン学習等の配分を変更するなどの対応**
- **部活動や合唱等飛沫感染の可能性の高い活動は中止**
- 小中学校においては、**感染症対策を徹底し、学校運営を継続していただきたい。**